

# 令和6年能登半島地震に関する 要望書

令和6年1月

新 潟 市



本年1月1日に発生した、令和6年能登半島地震により、本市では、最大震度5強を観測いたしました。これは60年前に震度5弱だった新潟地震以来の強い地震です。

最大震度5強の強い揺れと、津波警報の発表を受け、早急に避難所を開設し、ピーク時には1万4千人を超える避難者を受け入れました。さらに、現在も、土砂災害発生の恐れがある西区の一部地域で、避難指示を発令中です。

この地震により、公共交通機関の運休や、水道などのライフラインへの被害、道路の隆起や陥没、建物被害など、市民生活に大きな影響が生じました。

特に西区を中心とする砂丘沿いや、川沿いなど、地下水位が高い地域で集中的に発生した液状化現象が建物への被害や道路の損傷を大きく拡大させました。

国におかれましては、このような被災地の現状に鑑み、一日も早い復旧・復興に向けた支援措置について、迅速かつ万全の体制により、前例にとらわれることなく取り組んでいただき、被災者や被災地に安心感と復興への希望を与えていただきますことを強く要望いたします。

令和6年1月23日

新潟市長 中原八一

新潟市議会議長 皆川英二



# 令和6年能登半島地震に関する要望

時期	要望項目一覧
<b>短期対応 (～2、3か月)</b>	<p><b>1. 住居</b></p> <p><b><u>(1) 液状化の被害を受けた住宅に対する支援</u></b></p> <p>新潟市内では、地震による液状化を原因として住家が傾くなどの被害が多発している。加えて、敷地の沈下や隆起による道路との段差、カーポートを含めた駐車場や玄関アプローチの破損など、市民生活に大きな影響が及んでいる。 この修理には多額の費用がかかることから、被災者の負担軽減のための被災者住宅応急修理制度の拡充。 当該制度を補完する新潟市独自の制度が確実に機能するための財政支援。</p> <p><b>2. 都市インフラ</b></p> <p><b><u>(1) 道路等の空洞調査にかかる支援</u></b></p> <p>液状化した地域では、道路陥没や亀裂等が多発している。 同様の被害を未然に防ぐための、道路等の空洞調査にかかる支援。</p> <p><b><u>(2) 私道の修繕等にかかる支援</u></b></p> <p>今回の地震により、公道と同様に私道においても亀裂や陥没など大きな被害があり、市民生活に大きな支障をきたしている。 被災者の負担軽減と早期の生活再建に必要な、被災した私道の修繕にかかる支援。</p>
<b>中長期対応 (3か月～)</b>	<p><b>1. 住居</b></p> <p>(2) 宅地復旧に係る技術的支援 (3) 避難指示を受けた住宅等の移転に対する支援</p> <p><b>2. 都市インフラ</b></p> <p>(3) 公立学校施設の災害復旧・復興への全面的な財政支援 (4) 災害復旧費負担事業における手続きの簡略化 (5) 下水道施設の災害復旧にかかる補助対象の拡充 (6) 上水道施設災害復旧費補助金における特例要綱の制定による補助率の嵩上げ及び対象施設の拡充 (7) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象拡充等 (8) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象拡充等 (9) 重要文化財旧笹川家住宅の復旧に向けた指導、助言及び財政への支援 (10) 農業用排水施設復旧支援制度の新設 (11) 漂着流木等処理支援制度の新設 (12) 液状化による被害を踏まえた新たなまちづくりや地域再生への支援 (13) 県・市及び未指定文化財への復旧に向けた助成制度の創設</p> <p><b>3. その他</b></p> <p>(1) 災害に係る地方交付税の措置 (2) 地域活動の核である自治会館等の再建・修繕にかかる財政支援 (3) 事業者の復興支援 (4) 農業用施設、機械の処分、再建及び修繕への支援 (5) 農業経営再建支援制度の新設</p>



# 目次

1. 住居に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【内閣府】

【国土交通省】

2. 都市インフラに関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【国土交通省】

【文部科学省】

【厚生労働省】

【こども家庭庁】

【農林水産省】

3. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【総務省】

【経済産業省】

【農林水産省】



## 1. 住居に関する支援

### (1) 液状化の被害を受けた住宅に対する支援

(内閣府)

新潟市内では、地震による液状化を原因として住家が傾くなどの被害が多発しています。加えて、敷地の沈下や隆起による道路との段差、カーポートを含めた駐車場や玄関アプローチの破損など、市民生活に大きな影響が及んでいます。この修理には多額の費用がかかり、被災者には大きな負担となっておりますので、被災者住宅応急修理制度の拡充をお願いします。

また、当該制度を補完する新潟市独自の制度を創設することとしましたので、その制度が確実に機能するよう財政支援をお願いします。

### (2) 宅地復旧に係る技術的支援

(国土交通省)

今回の地震では、特に液状化を原因とした擁壁崩壊や宅地の隆起・陥没、地割れの発生による被害が多く生じており、市民は避難生活を強いられています。今後降雪や降雨による地盤の緩みが生じ、被害の拡大も予想されます。

このことから、激甚災害の指定などを受けた都市においては、中長期的な時間を要する公共事業による復旧と併せて、宅地の復旧に必要な技術的支援をお願いします。

### (3) 避難指示を受けた住宅等の移転に対する支援

(国土交通省)

今回の地震で避難指示を受けた方や土砂災害特別警戒区域内の方が、住宅の移転を行う場合は、「がけ地近接等危険住宅移転事業」における補助制度の拡充をお願いします。



## 2. 都市インフラに関する支援

### (1) 道路等の空洞調査にかかる支援

(国土交通省)

液状化した地域では、道路陥没や亀裂等が多発しています。同様の被害を未然に防ぐため、道路等の空洞調査にかかる支援をお願いします。

### (2) 私道の修繕等にかかる支援

(国土交通省)

今回の地震により、公道と同様に私道においても亀裂や陥没など大きな被害があり、市民生活に大きな支障をきたしています。そのため、被災した私道の修繕にかかる支援をお願いします。

### (3) 公立学校施設の災害復旧・復興への全面的な財政支援

(文部科学省)

公立学校施設復旧事業では、国が3分の2を負担（地方交付税措置を加えると市の実質負担は1.7%）することとなっており、激甚制度で負担率が嵩上げ（地方交付税措置もあり）されるが、40万円未満の対象下限額の撤廃は無く、依然として市負担があるため、対象下限額の撤廃を含め、全額を国が負担するようお願いいたします。

### (4) 災害復旧費負担事業における手続きの簡略化

(文部科学省)

発災後の早急な復旧工事の着手は、早期の学校再開に向けて重要ですが、激甚指定を受けても災害復旧事業の事務手続きに従い復旧工事に着手しなければなりません。

早期の学校再開は、児童・生徒の学びの場の確保とともに、地域の復興への第一歩となることから、早急な復旧工事の着手のため災害復旧事業の事務手続き、特に詳細な計測写真の省略をお願いします。

## (5) 下水道施設の災害復旧にかかる補助対象の拡充

(国土交通省)

本市は海拔ゼロメートル地帯が市域の約3割を占めており、地下水位が高く、今回の地震においても、その地形的特徴から、液状化に伴う多くの被害が発生しています。

災害復旧事業費については、本市特有の下水道施設の被害状況を踏まえた補助対象の拡充をお願いします。

液状化により管きょ被害が多く発生しているほか、路面に噴出した土砂が管きょに流入しており、管きょ等の断面積の3割に満たない埋そく土砂排除も補助対象とするようお願いします。

## (6) 上水道施設災害復旧費補助金における特例要綱の制定による補助率の嵩上げ及び対象施設の拡充

(厚生労働省)

上水道施設災害復旧費補助金に係る補助率は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」において、基本1/2のところ、マグニチュード6.0以上の地震による被災の場合、または、激甚災害に指定された場合には、2/3の補助率が定められていますが、特に水道施設に甚大な被害が生じた地震災害では、特例要綱を制定し、補助率を8/10以上に引き上げるとともに、本要綱では対象外である給水施設を、災害復旧事業の対象施設に含めています。

今回の地震では、本市はもとより能登半島を中心に、水道施設に甚大な被害が生じており、復旧費用も多額となることが見込まれます。水道事業は独立採算で事業運営しており、復旧費用は水道料金としてお客さまが負担することとなります。また、本市では料金改定を検討中で、復旧費用の負担が増すことで、更なる経営状況の悪化が避けられません。

このことから、特例要綱の制定と、補助率8/10以上への引き上げ、給水施設を災害復旧事業の対象施設に含めることについて、対応をお願いします。

## (7) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象拡充等

(厚生労働省)

厚生労働省が所管する社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、現行制度の補助対象は、建物及び建物附属設備の復旧費用が80万円以上であり、激甚制度で補助率の嵩上げはあるものの、被害の多くは軽微なものであることから、対象金額の引き下げにより支援の拡充をお願いします。

また、補助金を活用する場合、国による実地調査（災害査定）が行われますが、書類による査定を認めていただくなど柔軟な対応をお願いします。

## (8) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象拡充等

(こども家庭庁)

こども家庭庁が所管する児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、現行制度の補助対象は、建物及び建物附属設備の復旧費用が80万円以上（保育施設等は30万円又は40万円以上）ですが、対象金額の引き下げにより支援の拡充をお願いします。

また、補助金を活用する場合、国による実地調査（災害査定）が行われますが、書類による査定を認めていただくなど柔軟な対応をお願いします。

## (9) 重要文化財旧笹川家住宅の復旧に向けた指導、助言及び財政への支援

(文部科学省)

重要文化財旧笹川家住宅の災害復旧については、大規模改修と併せて災害復旧事業を行うこととなり、文化財の価値を損なわないよう、詳細調査を踏まえた適切な調整が必要となります。このことから相当の年数と経費を要するため、適切な保存・活用に向け、十分な指導・助言とともに継続的な財政支援をお願いします。

## (10) 農業用排水施設復旧支援制度の新設

(農林水産省)

農業用排水施設の被害がでていいる中で、用水の揚水機場やパイプラインなどは非灌漑期のため被害把握ができていません。非灌漑期の暫定水利権を取得し、臨時電力契約による通水点検を進めていますが、電気代を始め調査費用が多額になっているため支援をお願いします。

目視による被害把握ができていいる施設と合わせ、耕作期までに復旧工事を行うため、多面的機能支払交付金事業の活動団体による復旧工事の限度額の拡大をお願いします。また、通水時の不測の事態に備えた備蓄資材（止水バンド等）の購入支援をお願いします。

### **(11) 漂着流木等処理支援制度の新設**

(農林水産省)

震災関連のゴミ等の漂着による漁港施設及び漁港海岸の機能を阻害、海洋・海中の漂流ゴミ等が漁業の操業に影響を及ぼすことから、漁業者等がゴミ等を回収・処理を行う場合に支援をお願いします。

### **(12) 液状化による被害を踏まえた新たなまちづくりや地域再生への支援**

(国土交通省)

西区の多くの地域で液状化が確認され、とりわけ黒埼地区及び内野、坂井輪、小針、青山地区の県道 16 号沿線では地盤沈下や住宅等の傾きが広範囲に発生し、地区内に住み続けることへの将来不安が地域の復興見通しに暗い影を落としています。

このため、液状化による被害を踏まえた新たなまちづくりや地域再生への支援をお願いします。

### **(13) 県・市及び未指定文化財への復旧に向けた助成制度の創設**

(文部科学省)

国指定以外の文化財については、国庫補助制度がなく、従って激甚災害による補助率の嵩上げの対象とはなりません。また、被害状況については現在精査中ですが、復旧に際しては所有者等の負担が大きくなっているため、助成制度の創設をお願いします。

### 3. その他

#### (1) 災害に係る地方交付税の措置

(総務省)

災害復旧にかかる地方負担について、地方交付税による所要額の確保等必要な財政支援をお願いします。

また、応急対策等に要する経費について、交付税額及び交付時期に特段の配慮をお願いします。

#### (2) 地域活動の核である自治会館等の再建・修繕にかかる財政支援

(総務省)

住家と同様、自治会・町内会が所有する自治会館等が被害を受けており、修繕、場合によっては大規模改修を必要としています。地域のつながりを絶やさないために、修繕等にかかる財政支援をお願いします。

#### (3) 事業者の復興支援

(経済産業省)

被災商店や事業所の修繕等については、多大な負担を強いるものとなり、今後の事業継続を阻む大きな要因となりうることから、令和2年7月豪雨の際に国が実施したなりわい再建支援事業のような支援により、中小企業が行う施設復旧等に必要な費用の負担軽減等の措置をお願いします。

#### (4) 農業用施設、機械の処分、再建及び修繕への支援

(農林水産省)

農業用ハウス等施設や農業機械に被害がでており、昨年的高温・少雨や農業生産資材の高騰などにより農業経営が厳しい状況にある中、このままでは農業生産再開の大きな支障があることから、被害を受けた施設や機械の撤去・処分のほか、再建、修繕への支援をお願いします。

## (5) 農業経営再建支援制度の新設

(農林水産省)

地震により農業者が利用する施設の倒壊や設備等の破損のほか、農産物に対する被害などにより損害を受けた農業者の経営の再建を支援するため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭 30 法 136）第 2 条による速やかな天災融資制度の発動、農業共済の早期支払や農業経営収入保険に係るつなぎ融資、日本政策金融公庫等における既往債務の返済条件の緩和等、復旧に向けた資金繰支援をお願いします。